

(3) 公園施設の設置基準及び許容建築面積の特例

堺市の基準		
公園施設（建築物）		建築面積の割合
建築物		2 %以内
特 例	休養施設、運動施設、教養施設、備蓄倉庫、災害応急 対策に必要な施設	+ 10 %以内
	休養施設、教養施設のうち ・文化財保護法の規定による国宝、重要文化財などの 施設 ・景観法の規定による景観重要建造物	+ 20 %以内
	屋根付広場、壁を有しない雨天用運動場その他の高い 開放性を有する建築物など	+ 10 %以内
	仮設公園施設	+ 2 %以内